

守谷市社会教育委員ハンドブック



守谷市教育委員会

目次

1 社会教育についての基本的理解	1
2 社会教育行政について	4
3 社会教育委員について	6

はじめに

近年、社会が急速に変化し続ける中で発生する様々な諸課題に対し、それらを解決するための一つのツールとして、社会教育はその存在意義をあらためて問われていると言えます。

そこで、日々、地域課題の解決のために活動されている社会教育委員の皆様の参考となるよう、社会教育に関する基本的事項や、社会教育委員の役割などについてまとめた「守谷市社会教育委員ハンドブック」を作成しました。

本紙が社会教育委員のみならず、教育委員会事務局担当者や社会教育関係者にとって、社会教育振興の一助となれば幸いです。

令和7年6月

守谷市教育委員会

I 社会教育についての基本的理解

(1) 社会教育とは

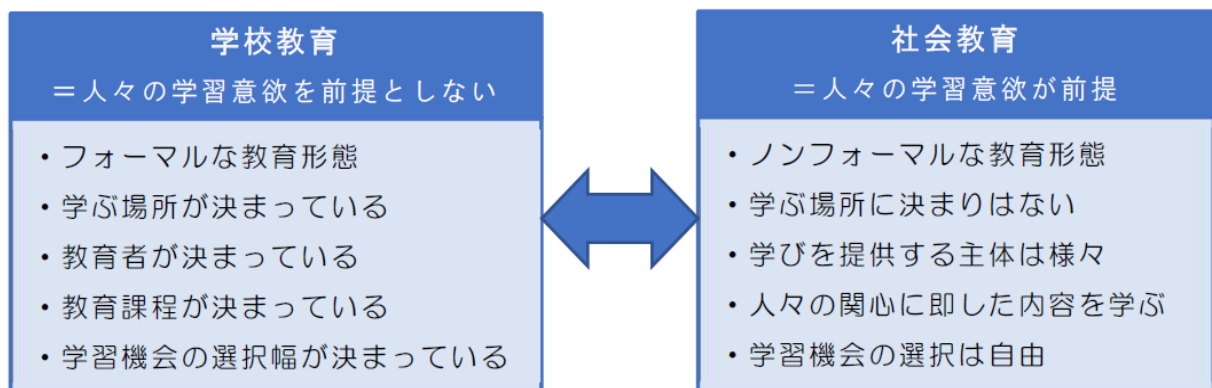
社会教育については、社会教育法第2条で次のように規定されています。

【社会教育法】

第2条 「社会教育」とは、学校教育又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

また、1971（昭和46）年4月の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の中で、「**社会教育は、国民生活の多様な機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するもの**」とされているように、**社会教育を行う主体や場所、学習内容が多岐にわたる**という特徴があります。

一方で、教える者と学ぶ者という視点で考えると、特に社会教育は学校教育以上に学習者に学習の意思がなければ成立しないという点で、**人々の自発性や学習意欲が前提となっています**。つまり、**社会教育とは、「社会で広く行われている、人々の自発的な学習活動を教育的に支援しようとする働きかけのうち、学校教育以外で組織的に行われる営み」**ということになります。



上記のように、社会教育と学校教育には様々な違いがありますが、両者は切り離されたものではなく、互いに連携して活動を行っていく必要があります。

◎ 組織的な活動の意味

ここでいう「組織的な活動」とは、活動が計画的で、ある程度の規模と構成をもって展開する営み（例えば、公民館等の社会教育施設における講座や、社会教育関係団体の活動）を指すとされています。また、通信教育や図書館・博物館などを利用した個人的・個別的な学びも、そのような教育・学習サービスを供給する側の立場から見て、「組織的な活動」に含まれると解されています。

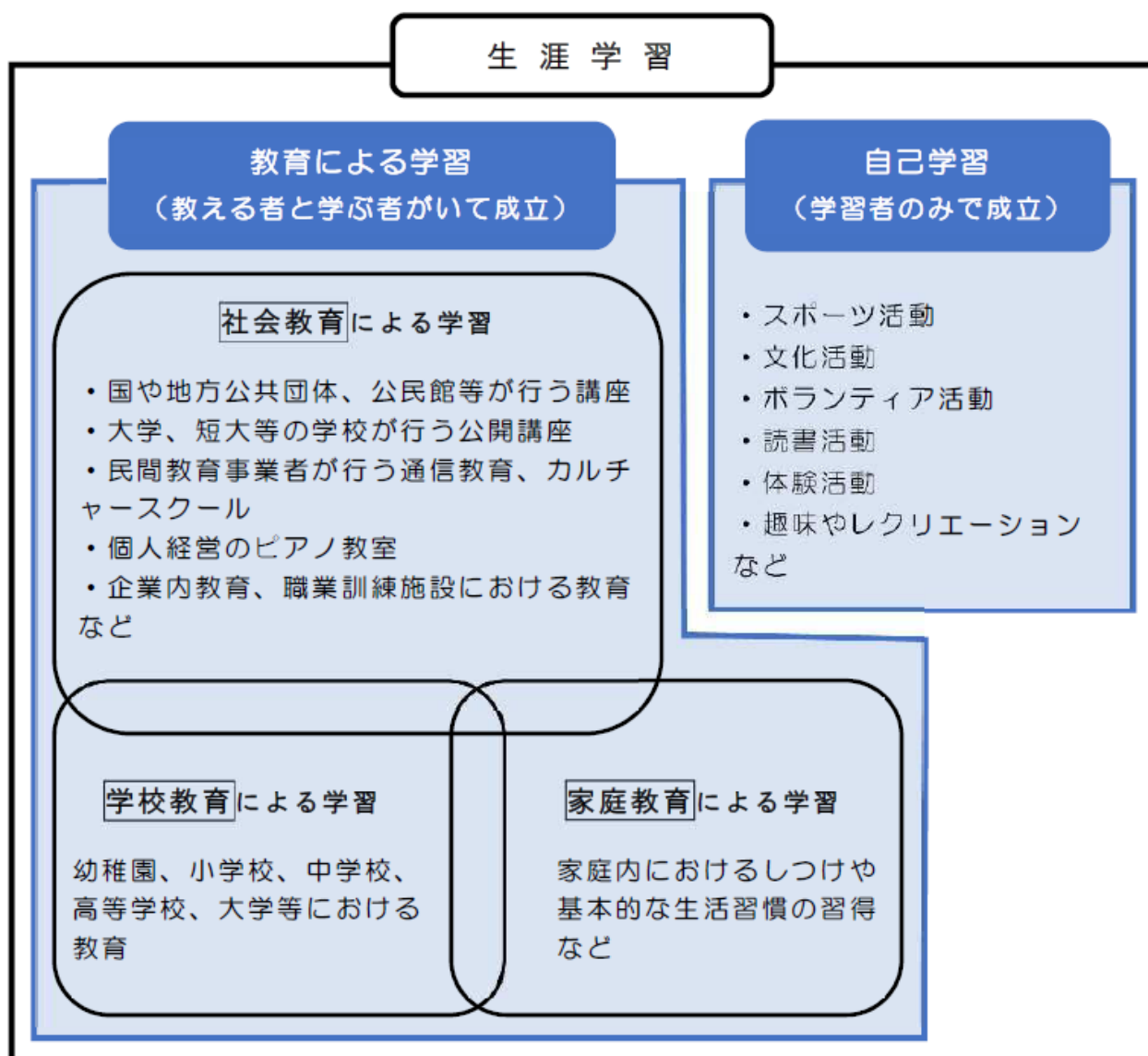
(2) 社会教育と生涯学習との関係

「生涯学習」は、社会教育、学校教育のほか、組織的に行われない個人的な学習や家庭教育なども含む点で、社会教育より広い活動を対象とする概念です。

1990(平成2)年1月の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」では、生涯学習の特徴を表すものとして次の3点が挙げられています。

- ① 生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもの
- ② 必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うもの
- ③ 学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるもの

以上を踏まえた上で、社会教育と生涯学習との関係を整理すると、次の図のようになります。



また、2006（平成18）年に教育基本法が改正され、新たに同法第3条において「生涯学習の理念」が規定されました。

【教育基本法】

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

そして、人々の自発的な学習活動を支援する方法の一つとして社会教育があり、私たちが生涯にわたって学び続け、学んだ成果を適切に生かすことのできる「**生涯学習社会**」の実現において、**社会教育は非常に大きな位置を占めている**と言えます。

（3）生涯学習の理念

「社会教育」「生涯学習」と似た用語に「**生涯教育**」があります。生涯教育（lifelong education）とは、「**生まれてから死ぬまで生涯にわたって、社会のあらゆる場所で教育の機会が提供されるべきである**」という考え方であり、1965（昭和40）年にユネスコ（国連教育科学文化機関）において提唱され、その後の日本の教育政策にも取り入れられました。

1981（昭和56）年6月の中央教育審議会答申「生涯教育について」では、生涯学習と生涯教育を次のように定義し、その違いを明確に示しています。

生涯学習・・・自己の充実・啓発や生活の向上のため、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習であり、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもの

生涯教育・・・各人の生涯にわたる学習を支援するために、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとする考え方であり、教育制度全体を貫く基本的な理念

しかし、1980年代以降、国の教育政策の力点が、人々の学習への自発性をより**強調する「生涯学習」へ移った**ことで、「生涯教育」に代わって「生涯学習」の語が広く使われるようになっていきました。

さらに、1988（昭和63）年には文部省の社会教育局が生涯学習局へと組織変更され、それに続いて、各地の自治体で社会教育関係部署の改称（社会教育課・係から生涯学習課・係へ）が行われました。その結果、「**社会教育**」と「**生涯学習**」がしばしば混同されるといった事態が生まれ、その状況は現在も続いています。

2 社会教育行政について

(1) 社会教育行政の役割

法律では、国及び地方公共団体の役割について、次のように書かれています。

【教育基本法】

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【社会教育法】

第3条 国及び地方公共団体は、(中略)すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

これら「奨励」「振興」「環境を醸成」といった言葉からも分かるとおり、社会教育行政の主たる目的は、**個人ひいては社会全体が豊かになるよう、あらゆる方法で国民の学習意欲を喚起し、自主的・自発的に学習活動に取り組むための条件整備を行うことにある**と言えます。そして、都道府県や市区町村においては教育委員会が、国においては文部科学省がその担い手となっています。

一方で、地方公共団体においては、教育委員会以外にも首長部局の様々な部署で生涯学習の振興に関わる事業が展開されています。社会教育行政は、これら首長部局等の施策とも連携・協働しつつ、**あくまで「教育」の視点から、学びを通じた人材育成や地域課題の解決につなげていくことが求められています。**

(2) 市区町村・都道府県・国の役割

市区町村の役割

住民の学習要求や社会の要請を的確に把握し、地域の実情に応じて、**住民の自発的な学習活動を直接支援すること**。具体的には、社会教育施設の設置・運営、各種学級・講座等の開催、民間団体の自主的な活動を促進する上での助言・指導など。

都道府県の役割

域内の市町村の社会教育行政が効果的に展開できるよう、**広域的・間接的な支援を行うこと**。具体的には、社会教育に関する調査を実施し、その結果を市町村に還

元することや、指導者養成のための研修の実施、学習プログラムの開発やモデル事業の実施など。

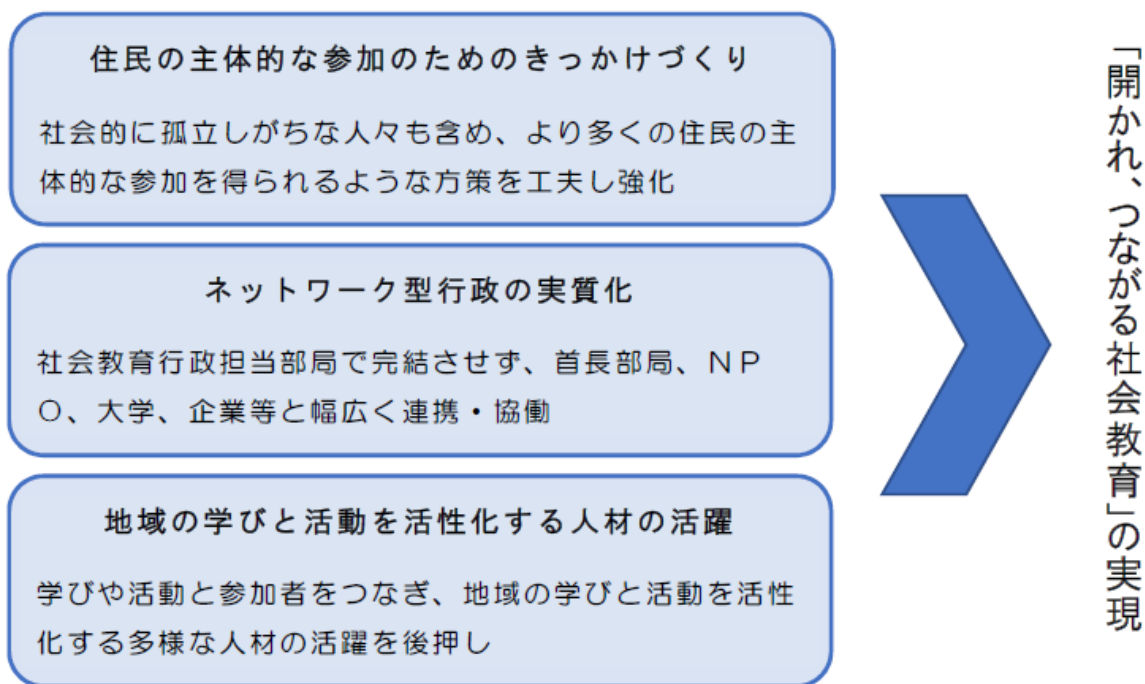
国の役割

全国的な観点から**社会教育の全国的水準の向上を図る**こと。具体的には、社会教育の振興に必要な調査企画の実施、専門的職員の養成、地方公共団体に対する財政支援や情報提供、全国的規模の民間団体の社会教育活動に対する援助など。

(3) これからの社会教育行政

近年、人口減少や少子高齢化の進行、人生100年時代の到来、超スマート社会（Society5.0）やSDGs実現の提唱、さらには新型コロナウイルス感染症の影響など、社会の急激な変化に伴って多様化し複雑化する課題への対応が求められる中、誰もが生涯にわたって必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる「生涯学習社会」の実現に向けた取組が求められています。

国においても、社会教育を個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つものとして捉え、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」を掲げています。そして、今後の社会教育の目指すべき方向性として以下の3つの方針が示されています。



出典：「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（中央教育審議会答申、平成30年12月）

3 社会教育委員について

(1) 社会教育委員とは

社会教育委員は、教育委員会が条例に基づいて委嘱する非常勤の地方公務員です。設置は任意ですが、全国の市町村で97%近い設置率となっています。

社会教育委員の職務については、法律で次のように定められています。

【社会教育法】第17条(社会教育委員の役割)

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

また、社会教育委員は**独任性**であり、一人ひとりが独立した立場で、調査研究を行ったり、教育委員会の会議に出席して意見を述べたりすることができます。

◎ 社会教育委員に期待される役割

社会教育委員は、行政と民間の間にあって、社会教育に関する住民の意向を、行政や施設の運営に反映されるためのパイプ役を担っています。

こうした役割を果たすために、社会教育委員は、ただ会議に出席して意見を述べるだけでなく、自ら地域の課題や学習ニーズを把握したり、地域を活性化するために取り組んだりする、いわゆる「**行動する社会教育委員**」となることが、近年の社会教育委員のあるべき姿として期待されています。

(2) 社会教育委員の職務

① 社会教育に関する諸計画の立案

「社会教育に関する諸計画」とは、**社会教育計画**をはじめとする、社会教育の目的を達成するための目標設定や政策手段の体系をまとめた各種計画のことを指します。具体的には、学校教育も含めた市の教育政策全体に関わる**教育振興計画**や、首長部局の生涯学習支援も含めた**生涯学習推進計画**などが挙げられます。

社会教育委員には、**計画の立案段階から積極的に関与すること**が期待されるとともに、教育委員会としても、計画の検討委員に社会教育委員を加えるなどの措置を講じることで、**住民の意向や地域の課題を計画に反映させる**ことが求められます。

② 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること

教育委員会で扱われる教育事案のうち、社会教育に関することで意見を聴きたい

ものについては、社会教育委員の会議に対して教育委員の会議に対して教育委員会が「諮問」を行います。これに対して、社会教育委員は会議を開いて委員の意見を集約した上で、「答申」という形で教育委員会に対して意見を述べます。

また、急激に変化する社会の中で、多様な住民の意向を行政に反映させ、現実化する地域課題を解決していくためには、**諮問の有無にかかわらず、教育委員会に対して社会教育に関する建議や提言を自発的に行っていくことが望ましいとされています。**

③上記①・②の職務に必要な調査・研究

社会教育委員として、社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に対する答申を行うにあたっては、**各委員が調査・研究活動を行うことで、自らの教養と見解を深めることが不可欠です。**

具体的には、施設の視察や職員へのヒアリング、住民に対するアンケートや意識調査等により、**地域の課題や社会教育の実態、住民の学習関心の傾向等を把握することが有意義であるといえます。**こうした研究調査によって得られたデータを基に、課題を洗い出し、その解決方法を探り、意見としてまとめていくことで、実態を踏まえたより具体的な提案につながります。

また、教育委員会としても、社会教育委員と意思疎通を図りながら、**調査・研究活動に必要な予算の確保に努めることが求められます。**

◎ 社会教育委員の心得

1. 地域の実情に詳しくなりましょう。
2. 地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾けましょう。
3. 地域づくり・まちづくりの活動、NPO やボランティア団体の活動に参加してみましょう。
4. 様々な研修会に参加して、ネットワークを広げましょう。
5. 社会教育委員同士で、積極的に情報交換をしましょう。
6. 他の委員と協力して、地域の課題と向き合いましょう。
7. 行政担当者と意思の疎通を図りましょう。